

横浜市生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(19) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(20) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。

第9章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

（建築物の建築に係る環境への負荷の低減）

第141条の2 建築物の建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。）を

しようとする者は、当該建築物の建築に際し、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（建築物環境配慮指針の策定）

第141条の3 市長は、建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置について配慮すべき事項に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

（建築物環境配慮計画の作成等）

第141条の4 規則で定める要件に該当する建築物（以下「特定建築物」という。）の建築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。

(1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定建築物の名称及び所在地

(3) 特定建築物の概要

(4) 特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項

2 市長は、建築物環境配慮計画の届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（建築物環境配慮計画の変更）

第141条の5 前条第1項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築に係る工事が完了するまでの間に同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、同条第2項中「建築物環境配慮計画」とあるのは、「次条第1項の規定による届出に係る変更後の建築物環境配慮計画」と読み替えるものとする。

(建築の中止の届出等)

第 141 条の 6 第 141 条の 4 第 1 項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築（前条第 1 項の規定による届出に係る変更後の建築を含む。）を中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(工事完了の届出)

第 141 条の 7 第 141 条の 4 第 1 項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、特定建築物の建築に係る工事(前条第 1 項の規定による届出に係る変更後の工事を含む。)が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(建築物環境性能表示基準の設定等)

第 141 条の 8 市長は、特定建築物のうち、その用途に供する部分の全部又は一部を販売又は賃貸を目的として建築する建築物（以下「販売等建築物」という。）に関する環境への配慮に係る性能(以下「環境性能」という。)の評価を表記した標章(以下「建築物環境性能表示」という。)の表示の方法その他の事項に関する基準(以下「表示基準」という。)を定めるものとする。

2 市長は、表示基準を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(販売等建築主等による建築物環境性能表示の表示等)

第 141 条の 9 建築物環境配慮計画を届け出た者のうち販売等建築物の建築をしようとする者（以下「販売等建築主」という。）は、当該販売等建築物の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。

2 販売等建築主は、他人に販売等建築物の販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を行った場合において、当該販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を受けた者(以下「販売等受託者」という。)が販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。

3 前項の場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(販売等建築主による建築物環境性能表示の表示の届出)

第 141 条の 10 販売等建築主は、最初に表示基準に基づき建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示させたときも同様とする。

(販売等建築主等による環境性能の説明)

第 141 条の 11 販売等建築主及び販売等受託者(以下「販売等建築主等」という。)は、販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸をしようとするときは、当該販売等建築物の用途に供する部分の購入又は賃借をしようとする者に対し、当該販売等建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第 141 条の 12 市長は、第 141 条の 4 第 1 項又は第 141 条の 5 第 1 項の規定による届出があったときは、建築物環境配慮指針の趣旨を勘案し、当該届出を行った者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、販売等建築主等に対し、当該販売等建築物について第 141 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による表示又は前条の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該販売等建築物の建築物環境性能表示又は当該販売等建築物に係る環境性能の内容の説明に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第 141 条の 13 市長は、第 141 条の 4 第 1 項、第 141 条の 5 第 1 項、第 141 条の 7 第 1 項又は第 141 条の 10 の規定により届出を行うべき者が、正当な理由なく、当該届出を行わない場合は、その者に対し、期限を定めて、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、販売等建築主等が正当な理由がなく前条第 2 項の規定による指導又は助言に従わず、かつ、第 141 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該販売等建築主等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 14 章 雑則

(勧告に従わなかった者の公表)

第 156 条 市長は、第 6 条第 4 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 50 条第 2 項、第 60 条第 3 項、第 61 条の 3 第 3 項、第 62 条の 3 第 3 項、第 64 条第 4 項、第 68 条第 2 項、第 68 条の 2 第 2 項、第 70 条第 3 項、第 70 条の 2 第 3 項、第 70 条の 3 第 6 項 (同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 70 条の 4 第 2 項、第 70 条の 5 第 2 項、第 70 条の 6 第 3 項、第 74 条第 2 項、第 75 条第 5 項、第 85 条第 2 項、第 91 条第 2 項、第 98 条第 2 項、第 104 条第 2 項、第 110 条第 2 項、第 116 条第 2 項、第 123 条第 2 項、第 134 条、第 140 条、第 141 条の 13 又は第 145 条第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。